

平成 25 年度第 1 回福岡地区ジェネリック医薬品地域協議会の実施状況の報告について

1. 日時：平成 26 年 1 月 29 日（水）14：00～16：00
2. 場所：あいれふ 第 2 研修室
3. 協議結果
 - (1) 福岡地区ジェネリック医薬品地域協議会設置要綱（議題 1）
 - － 設置要綱案が全会一致で了承された。
 - (2) 会長の互選（議題 2）
 - － 福岡大学薬学部教授の二神 幸次郎 委員が会長に選出された。
 - (3) 福岡県における平成 24 年度までの事業内容について（議題 3）
 - － 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会の事業内容が報告され、ジェネリック医薬品の抱える課題（品質、有効性及び安全性、信頼性、在庫問題等）と解決に向けた県の取組みに関して情報共有がなされた。
 - (4) 福岡県における平成 24 年度までの地域協議会事業の実施状況等について（議題 4）
 - － 筑紫地区・飯塚地区ジェネリック医薬品地域協議会における事業内容（地域協議会の協議事項、備蓄医薬品リストの作成、備蓄体制の整備等）について情報共有がなされた。
 - (5) 平成 25 年度上半期ジェネリック医薬品流通実態調査の結果について（議題 5）
 - － 福岡県のジェネリック医薬品の数量普及率に関して情報共有がなされた。
 - (6) 福岡市国民健康保険におけるジェネリック医薬品利用促進に向けた取組み（議題 6）
 - － 福岡市保健福祉局総務部医療年金課長の谷口 勇夫 委員から差額通知事業（様式、配布状況、効果額等）、市民向けの情報提供資材（希望カード、シール、保険証入れ、リーフレット等）、福岡市におけるジェネリック医薬品の数量普及率等が報告され、委員間で情報共有を行った。
 - (7) 今後のジェネリック医薬品使用促進事業の方向性について（議題 7）
 - － 上記の事項を踏まえ、今後の福岡地区ジェネリック医薬品地域協議会の事業の方向性について協議され、下記の事項を検討することとした。
【今後の検討事項】
 - 福岡地区における基幹病院の採用品目リストの作成

4. 主な意見

(1) ジェネリック医薬品について

- ・ジェネリック医薬品はいずれの品目も厚生労働省の定めた基準を満たしており、先発医薬品との同等性が証明されている。
- ・先発医薬品1品目に対してジェネリック医薬品1品目を採用している薬局が多いが、必要に応じて複数の品目を揃えることもある。
- ・薬局での服薬指導の際には、ジェネリック医薬品に関する説明を行い、先発医薬品とジェネリック医薬品の両方を提示して患者に選択してもらうことが多い。
- ・医療機関はジェネリック医薬品を採用する際、先発医薬品との適応症の同一性、メーカーの供給体制などを考慮して選択している。
- ・医療関係者がジェネリック医薬品に対して不信感を持つ原因としては、先発医薬品と適応症が異なることがあること、製剤設計が異なり使用感が異なるケースがあること、ジェネリック医薬品メーカーが供給停止する事例が多いこと、MRが少ないなど情報提供体制が脆弱であること等が挙げられる。

(2) 一般名処方について

- ・平成25年度に福岡県の実施した一般名処方に関する県下病院へのアンケート調査結果では、一般名処方を発行している県下病院の割合は約36%であった。
- ・医療機関は1種類でも一般名で処方すれば一般名処方加算を算定できるので、一般名処方を発行している福岡市内の病院は増えている印象である。
- ・薬局では先発医薬品に変更不可のチェックがなければ、患者にジェネリック医薬品に切り替えられることを説明してから、先発医薬品とジェネリック医薬品の両方を提示して患者に選択してもらうが、やはり処方箋に記載されている先発医薬品を希望されることが多い。
- ・一般名処方の場合、薬局で切り替えに関する説明する必要がないことや、処方箋に先発医薬品が記載されていないことから、ジェネリック医薬品を選択してもらいやすい。
- ・一般名処方の課題としては、調剤された品目に関して薬局から処方医に必ずしも情報提供されるわけではなく、どの品目が調剤されたのか把握できないことである。
- ・福岡市薬剤師会は、広域病院と連携して、薬局から病院への情報提供に関して一定のルールを設けており、初めて病院や診療所から院外処方箋を受けた際には、薬局からどのような方法で情報提供すべきであるか、必ず確認することを推奨している。

(3) 生活保護受給者に対するジェネリック医薬品の使用促進について

- ・生活保護受給者は自己負担が無いため、先発医薬品を希望されることが多く、福岡市における生活保護受給者のジェネリック医薬品の使用割合は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険と比較してかなり低い状況である。
- ・生活保護受給者に対するジェネリック医薬品の使用促進は、国の政策に賛同してジェネリック医薬品を積極的に使用する医師もいれば、先発医薬品を使用する医師も多い。後者の場合でも、院外処方に変更不可にチェックがなければ薬局でジェネリック医薬品に切り替えられる余地もあるが、生活保護受給者の意識を変えない限り、切り替えは難しく、今後も生活保護受給者に対する普及啓発が課題である。
- ・薬局は生活保護受給者から先発医薬品の調剤を依頼されれば、必ず理由を確認し、特段の理由もなく先発医薬品を調剤した場合には、福岡市（ケースワーカー）に報告している。また、福岡市薬剤師会は、福岡市、保健所と共同し、ジェネリック医薬品に切り替えるよう生活保護受給者に指導する取り組みを実施している。

(4) 差額通知事業について

- ・福岡市では、現時点で差額通知の送付基準を変更する予定はないが、ジェネリック医薬品の切替え率や削減効果額が頭打ちになった場合、送付基準を見直す可能性もある。
- ・福岡市は久留米市に次いで差額通知事業を実施しており、希望カード、リーフレット、シール等の啓発資材を配布するなど積極的に普及啓発活動を実施している。
- ・啓発資材は、福岡市独自のキャラクターを考案し、住民がジェネリック医薬品や医療保険制度に対して関心を持ってもらうことを意図したものである。
- ・福岡市の国保が黒字に転換した主な要因としては、保険料の納付率が増加したことと、後期高齢者医療制度が始まり、都市部にとって有利に働いたことが挙げられる。また、医療給付金に占めるジェネリック医薬品の金額は少ないものの、レセプト点検、差額通知事業、普及啓発活動なども医療費適正化に大きく寄与するものとする。
- ・国保レセプト分析で、ジェネリック医薬品の使用促進による寄与度、薬局でジェネリック医薬品を切り換えた割合、抗がん剤等のハイリスク薬、薬効分類別に普及率を示せないか検討してほしい。

(5) 福岡地区の基幹病院の採用品目リストの作成について

- ・福岡市薬剤師会は、福岡市薬剤師会と連携している広域病院（13施設）の先発医薬品を含む全ての採用品目をホームページで掲載しており、年1回以上は更新している。
- ・福岡市薬剤師会は、福岡市薬剤師会と連携している広域病院（13施設）のうち公表を含めて協力できる施設からジェネリック医薬品のみを採用品目リストを提供してもらい、福岡市医師会の協力のもと、福岡地区における基幹病院の採用品目リストの作成を検討したい。
- ・福岡地区における基幹病院の採用品目リストを作成する場合、採用施設数を記載する予定であるが、公表が可能であれば病院名も公表する。

(6) 備蓄体制の整備について

- ・福岡市薬剤師会としては、福岡地区では薬局間の融通や卸売販売業者からの急配が利用できるため、現時点では備蓄薬局を整備する必要はないと考える。

(7) 医療関係者向けの研修会について

- ・福岡市薬剤師会では既に医療関係者向けの研修会を実施している。